

建設業協会
令和7年度 入札・契約、総合評価の実施方針等に関する説明会

資料1

令和7年度 入札・契約、総合評価の実施方針等について

令和7年6月

国土交通省 関東地方整備局
企画部技術調査課

1. 入札・契約に関する取組
 - 1－1. 令和6年度の状況
 - 1－2. 令和7年度入札・契約、総合評価の
実施方針
2. 不調対策
3. 工事事故
4. その他

1. 入札・契約に関する取組

1-1. 令和6年度の状況

1) 入札・契約方式の実施状況

- 令和6年度は、約80%の工事を一般競争で実施。
- 不調・不落が見込まれる案件においては施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式を実施。
- 近年、関東地方では大きな災害が発生していないことからフレームワークモデル工事の活用が減少しているため、指名競争の割合は約14%となっている。

(契約金額: 百万円)

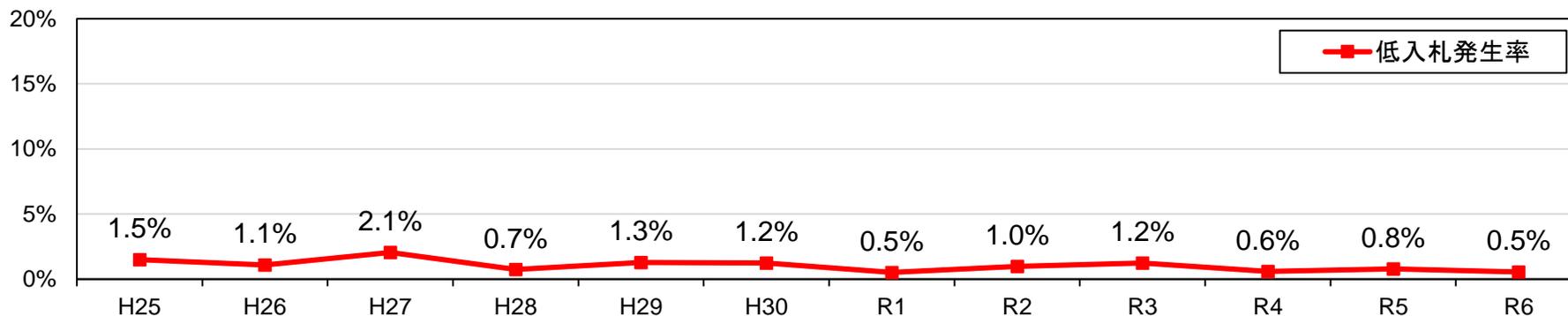
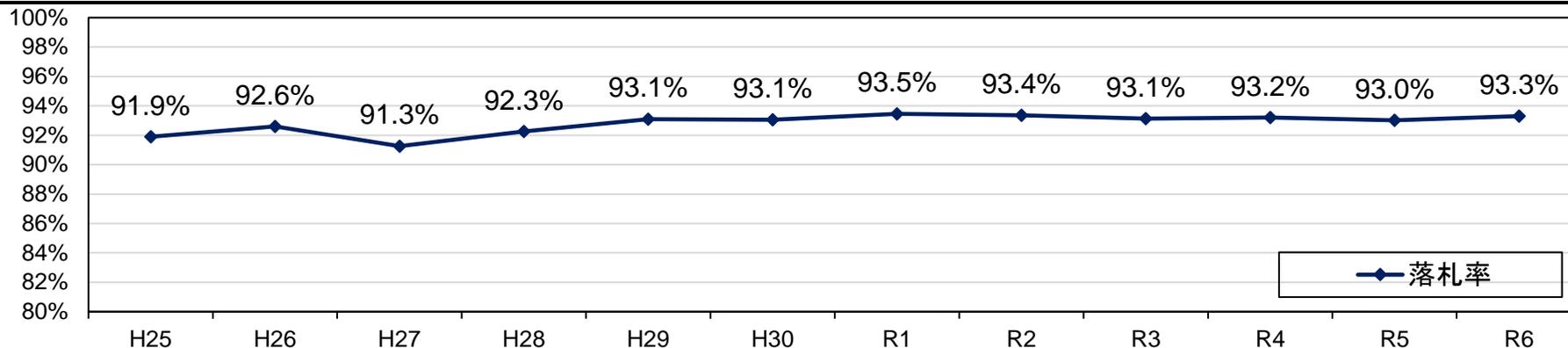
	R 3			R 4			R 5			R 6		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	876	68.3%	300,527	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108	791	80.2%	214,761
指名競争	336	26.2%	51,151	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767	127	12.9%	16,438
随意契約	71	5.5%	16,073	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096	68	6.9%	132,726
合計	1,283	100%	367,751	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971	986	100%	363,926

※250万円未満の工事を除く

※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

2) 落札率・低入札発生状況

- 落札率は、近年90%台で推移しており、令和6年度は**93.3%**。
- 低入札発生率は、近年1.0%程度で推移しており、令和6年度は**0.5%**。



参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%

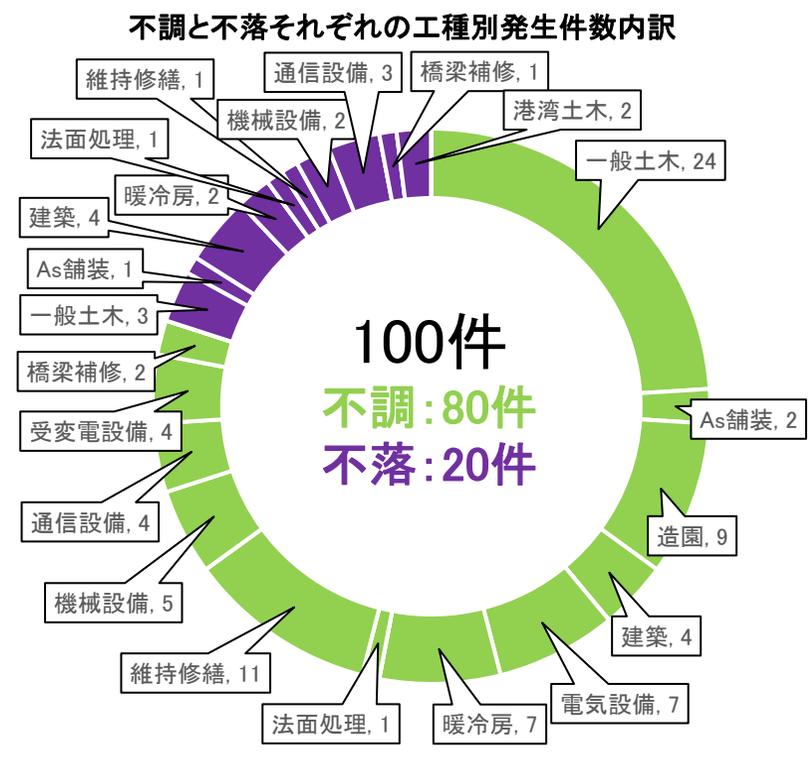
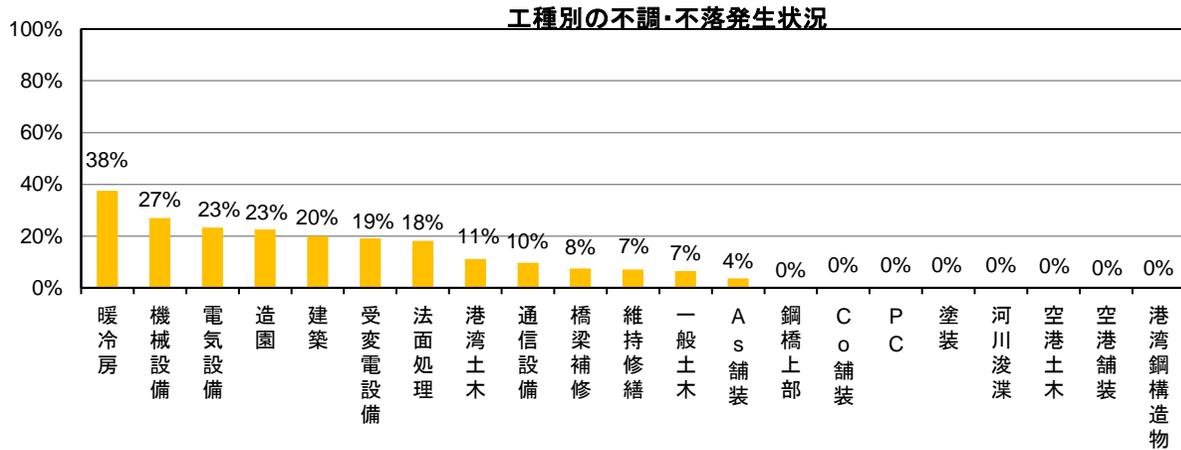
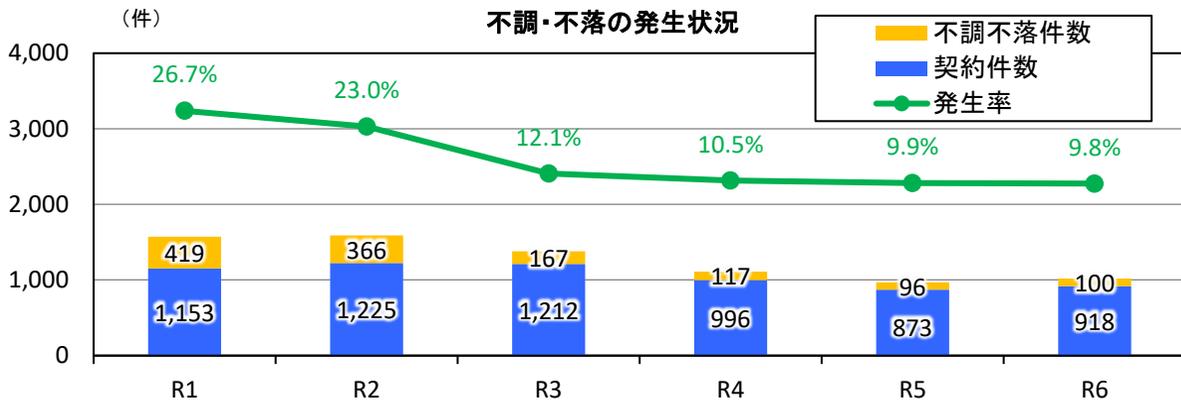
【範囲】 7.0/10~9.0/10

→ 7.5/10~9.2/10

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
 ※250万円未満の工事を除く

3) 不調・不落発生状況

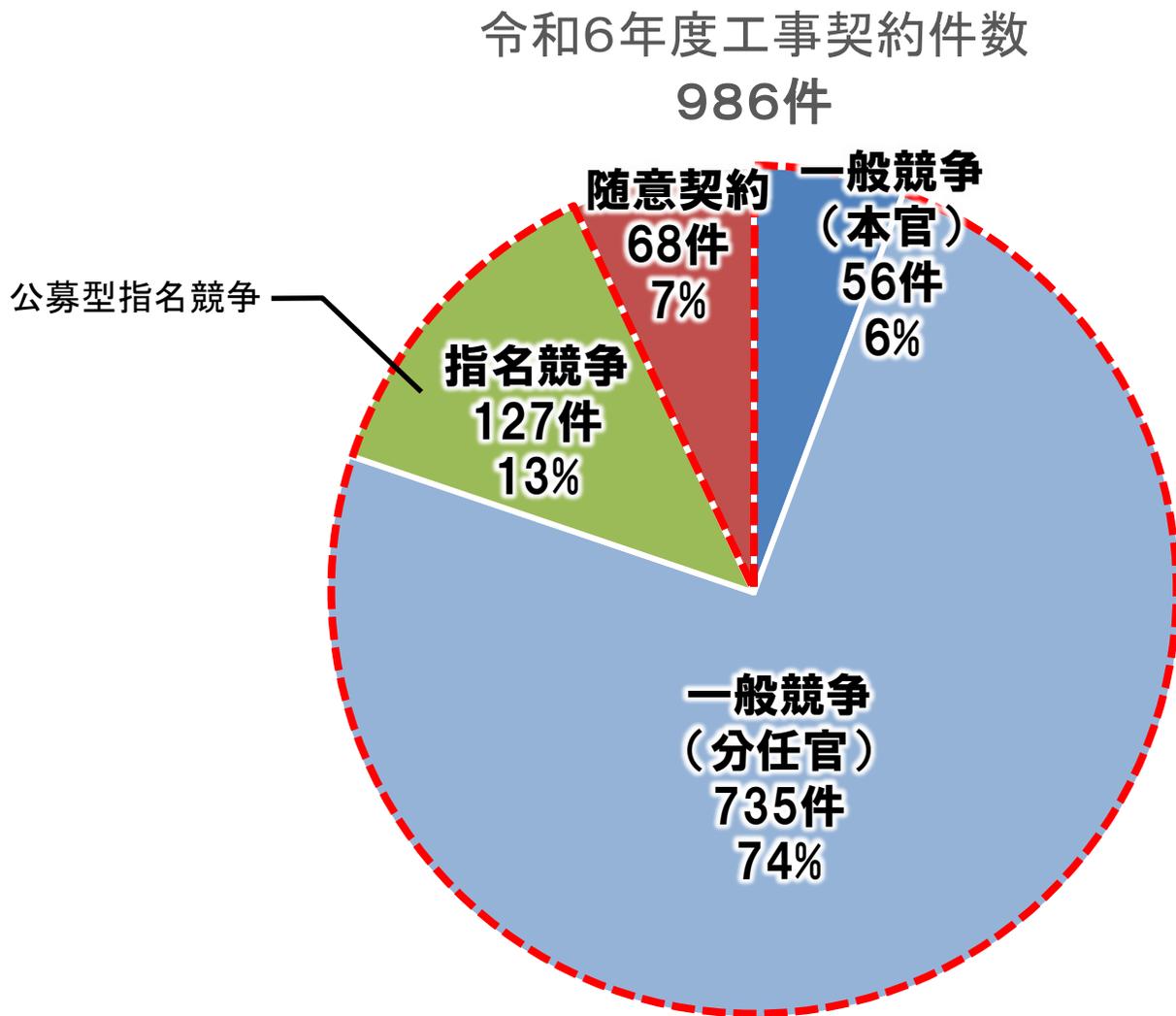
○令和6年度の不調・不落発生率は**9.8%**。令和元年度、2年度から改善し、近年は横ばいの傾向。
 ○工種別では、設備関連(暖冷房、機械設備、電気設備)で高い傾向にあり、今後も継続して対策を進めていくことが必要。



※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
 ※250万円未満の工事を除く

工種	発注件数	不調不落件数
暖冷房	24	9
機械設備	26	7
電気設備	30	7
造園	40	9
建築	40	8
受変電設備	21	4
法面処理	11	2
港湾土木	18	2
通信設備	72	7
橋梁補修	40	3
維持修繕	169	12
一般土木	413	27
As舗装	83	3
鋼橋上部	5	0
Co舗装	1	0
PC	4	0
塗装	5	0
河川浚渫	8	0
空港土木	5	0
空港舗装	2	0
港湾鋼構造物	1	0
木造建築	0	0
プレハブ建築	0	0
港湾浚渫	0	0

○令和6年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。



※250万円未満の工事を除く

5) 多様な入札・契約の取組状況

	取組の目的	取組内容	概要	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。 工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。 	0件	9件	0件
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	40件	60件	57件
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	15件	9件	2件
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	86件 (42組)	93件 (43組)	133件 (51組)
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	2件	0件	0件
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	48件	13件	17件
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	688件	643件	696件
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	19件 (67レーム)	6件 (27レーム)	0件
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	198件	156件	127件
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	15件	15件	15件
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複あり。				1,043件	941件	986件

※値は適用対象工事の件数であり、実際に技術者を交代した件数とは異なる

6) 多様な総合評価の取組状況

	取組の目的	取組内容	概要	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数	R6年度 契約件数
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は 自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	評価型:64件 チャレンジ型:24件	54件	85件
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	1件	0件	0件
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	100件	39件	7件
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	-	20件	43件
	担い手(技術者)の 育成・確保	若手技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和4年8月以降評価項目見直し	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	159件	127件	179件
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	6件	11件	4件
	不調・不落対策	地域防災実績評価型 (令和2年度～令和5年度) ※フレームワークモデル工事及び公募型 指名競争入札に適用	・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	177件	22件	企業実績評価型 に統合
		実績評価型 (令和2年度～令和5年度) ※公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	37件	16件	企業実績評価型 に統合
		企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公 募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	-	125件	127件
	生産性向上、 技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されている技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	21件	17件	21件
新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されている技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	46件	22件	18件	
新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)		・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	1件	2件	1件	
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く。上記の取組みは重複なし。				1,043件	941件	986件

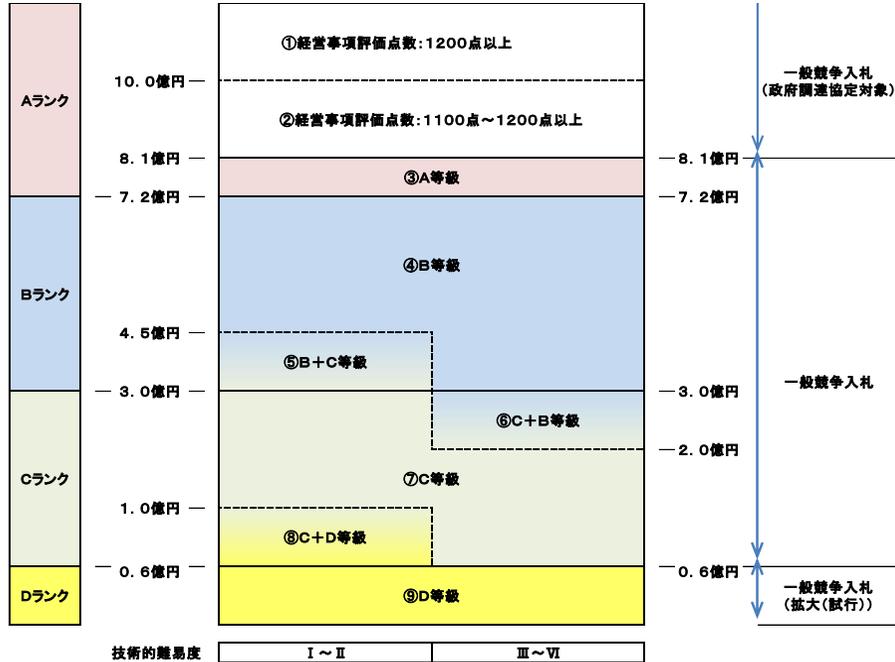
1-2. 令和7年度入札・契約、 総合評価の実施方針

令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

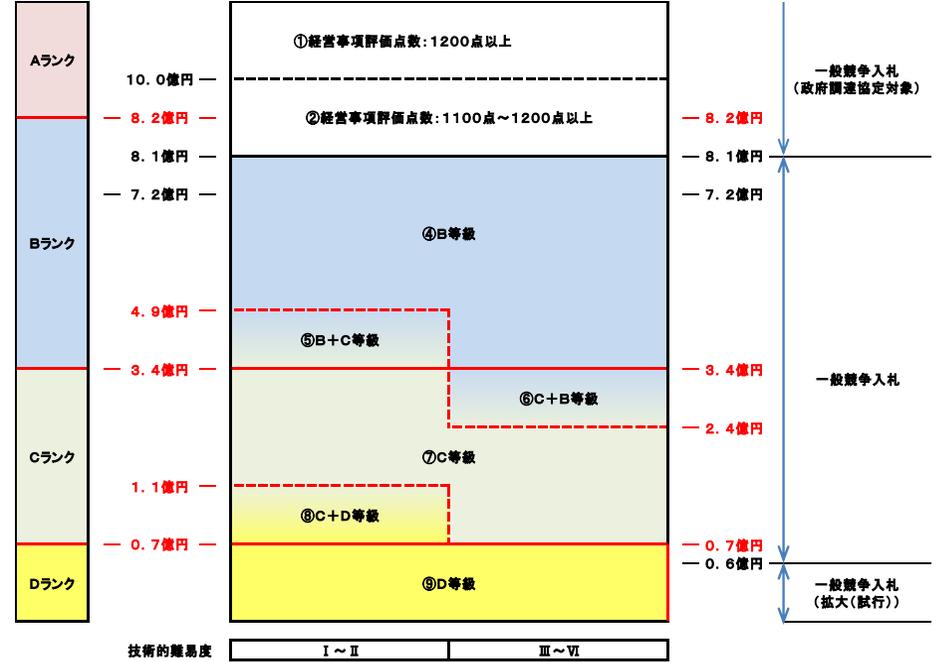
○発注標準の等級区分を見直し。

＜一般土木工事及び建築工事の場合＞

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①,②:WTO対象のため地域要件は付さない
- ③,④:関東管内に本店・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ⑤:B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥:C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦:施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧:C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨:施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

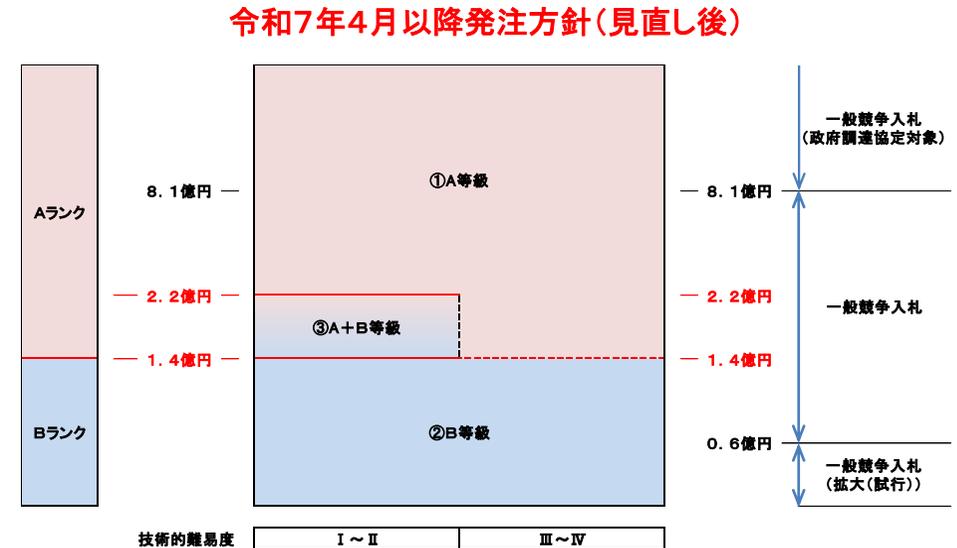
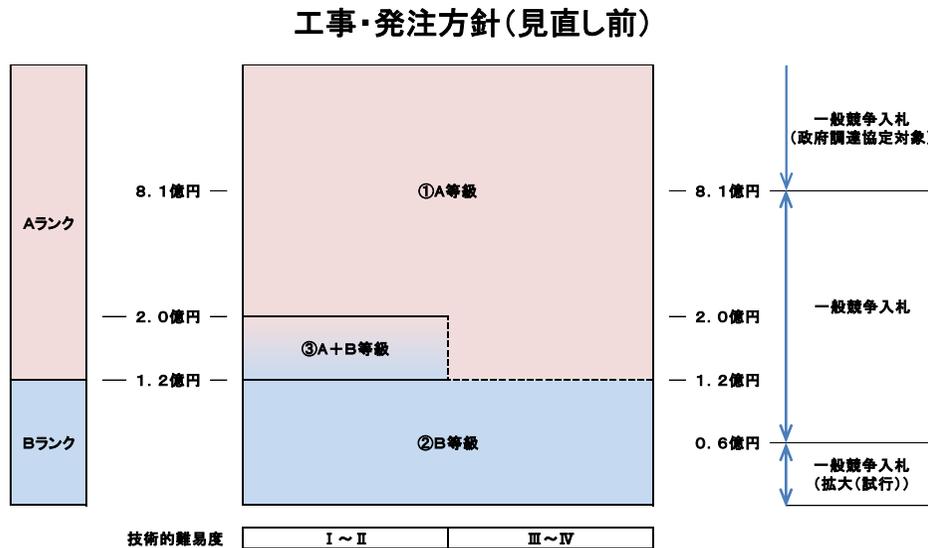
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級:直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲:施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り:本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

<As舗装工事の場合>



※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
 ※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

<地域要件(本店等の所在地)>

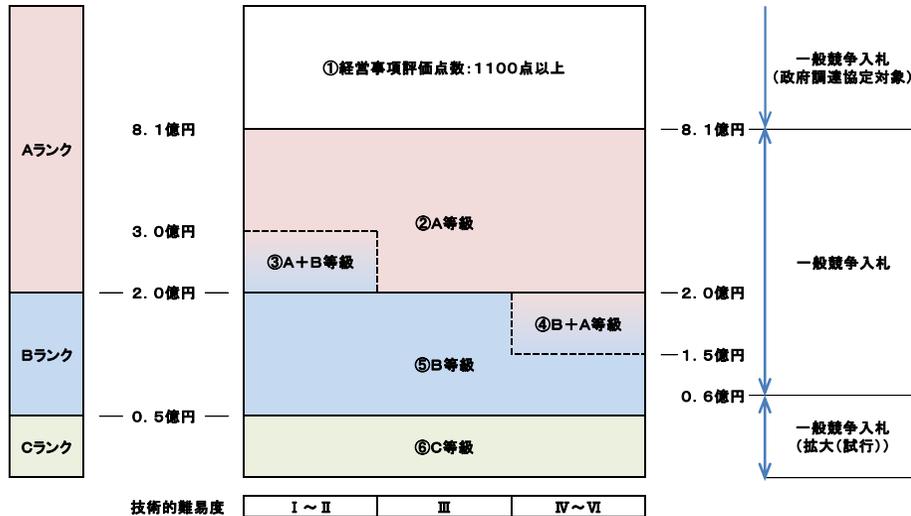
- ①: 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ②: 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所関東管内に本店・支店・営業所
- ③: A業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
 B業者は、施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。
 ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
 ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
 ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

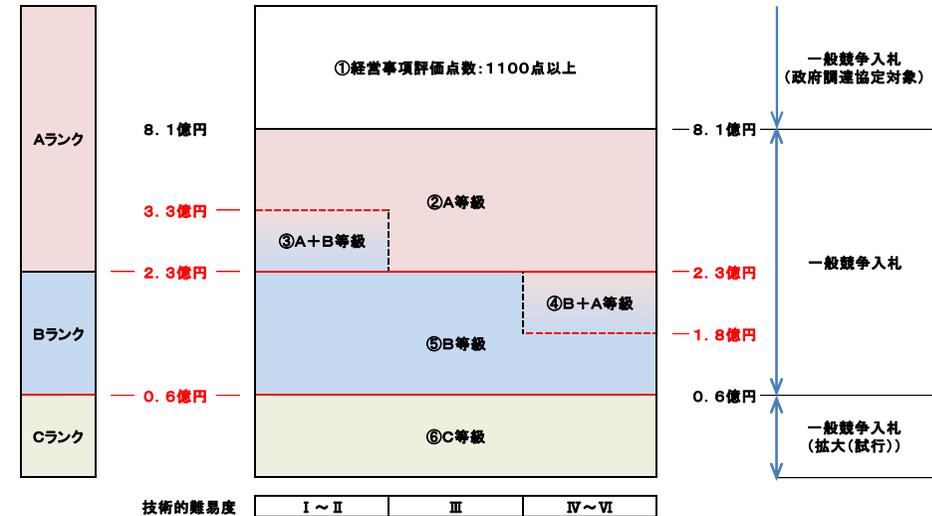
令和7年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において
直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級:直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲:施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り:本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① :WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ :関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ :施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

《見直し》

		← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
		施工能力評価型		技術提案評価型				
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画		特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
評価方法			可・不可の二段階で評価	点数化				
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)		必要に応じて実施		必須		
段階選抜			実施しない	必要に応じて実施		必須		
予定価格	標準案に基づき作成			標準案に基づき作成	新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格には入れない	技術提案に基づき作成		
		II 型	I 型	S II 型	S I 型	A III 型	A II 型	A I 型

3) 関東地方整備局における令和7年4月期のPPIの工事の発注別一覧表

令和7年度（4月期）発注の見通し 【工事総括表】

入札方式	内訳	うち港湾空港関係	
		うち港湾空港関係	港湾空港除く
一般競争入札(政府調達協定対象)	18	7	11
一般競争入札	340	12	328
一般競争入札(拡大)	5	5	0
工事希望型競争入札	0	0	0
通常型指名競争入札	0	0	0
公募型指名競争入札	64	0	64
随意契約	0	0	0
合計(件)	427	24	403

※通常型指名競争入札にはフレームワークモデル工事（総合評価落札方式）を含む。

4)令和7年度 実施方針における主な事項

1. 適切な競争環境の確保

- ・急激な工事費変動に対応するために、**工事請負業者選定事務処理要領の発注標準を見直し。**
- ・工事成績の評価点が集中化している対応として、**工事成績の評価基準の細分化を実施。**
- ・近年、発注工事件数が減少している傾向を踏まえ、**配置予定技術者の工事成績評価の対象期間を4年間から8年間に延長。**
- ・技術提案評価S型(WTO)において、VE提案なしの評価【工事全般の施工計画のみ、60点満点】により手続きを行った場合、**評価点の差(15点)を小さくするため、施工計画2提案による評価へ見直。**

2. 受注機会の確保

- ・工事の地域の発注にあたっては、品確法運用指針を踏まえ、地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格 や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジ型」の積極活用を行う。
- ・「直轄工事の実績がない」又は「近年、受注実績のない」企業の参入ため、**新規参入を促すための新たな総合評価方式を導入。**
- ・同一時期に同一条件等の工事を複数発注する際には、「一括審査方式」を事務負担の側面も含めて積極的に実施。

3. 技術者不足への対応

- ・配置予定技術者の工事経験については、企業の設定と同じ条件にする必要はなく、技術者不足により競争参加者が少数と見込まれる場合には、工事の特性や地域の実情を勘案し、条件を緩和するなど適切に設定。
- ・施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型において、技術者不足や配置予定技術者の経験が少ないと見込まれる工事については、2段階評価の検討を行う。
- ・**配置予定技術者の評価を行わない技術提案評価S型(WTO)において、配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、参加表明段階で技術者の資料を求めない方式を試行。**

4. 生産性向上・脱炭素化等

- ・従来のS型では費用面等から導入し得なかった「**総合的に価値の最も高い資材等**」の導入のため、**技術提案・評価型(S1)の試行工事を実施。**

5. 担い手の育成・確保

- ・若手技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者活用評価型」の積極活用を行う。
- ・将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として創設した、**若手・女性技術者奨励賞を自由設定項目で評価。**
- ・「女性技術者・若手技術者の活用を促す登用モデル工事」における交代要件(同等以上の技術者確保)が厳しいことや、女性技術者・若手技術者に係る総合評価の取組みが煩雑になっていることを踏まえ、**資格要件における取り組みを廃止するとともに、総合評価において女性技術者と若手技術者を統合。**

6. 働き方改革の取組推進

- ・ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業の評価を、**全評価方式で適用。**

4)令和7年度 実施方針における主な事項

7. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。

8. 不調不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。

9. その他

- ・**週休2日制適用工事の施工実績の評価**について、令和3年度から発注者指定方式としてから期間が経過し、企業側に充分浸透していることから、**総合評価による政策誘導を終了(工事成績で評価)することとし、評価項目を廃止。**

1-2. ①多様な入札・契約の取組 (入札・契約制度)

①-1. 多様な入札・契約の取組(入札・契約制度)

	取組の目的	取組内容	概要	R7年度実施方針
入札・契約制度	担い手の育成・確保	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	・入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。 ・工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。	廃止
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	・主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 ・交代時期以降は育成技術者に交代することができる。	継続
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	・受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 ・対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	・同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	・入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を定める方式。	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	・受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	・配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。	新規
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 ・余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	・該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 ・対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	・対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 ・対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。	継続
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	・ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。	継続

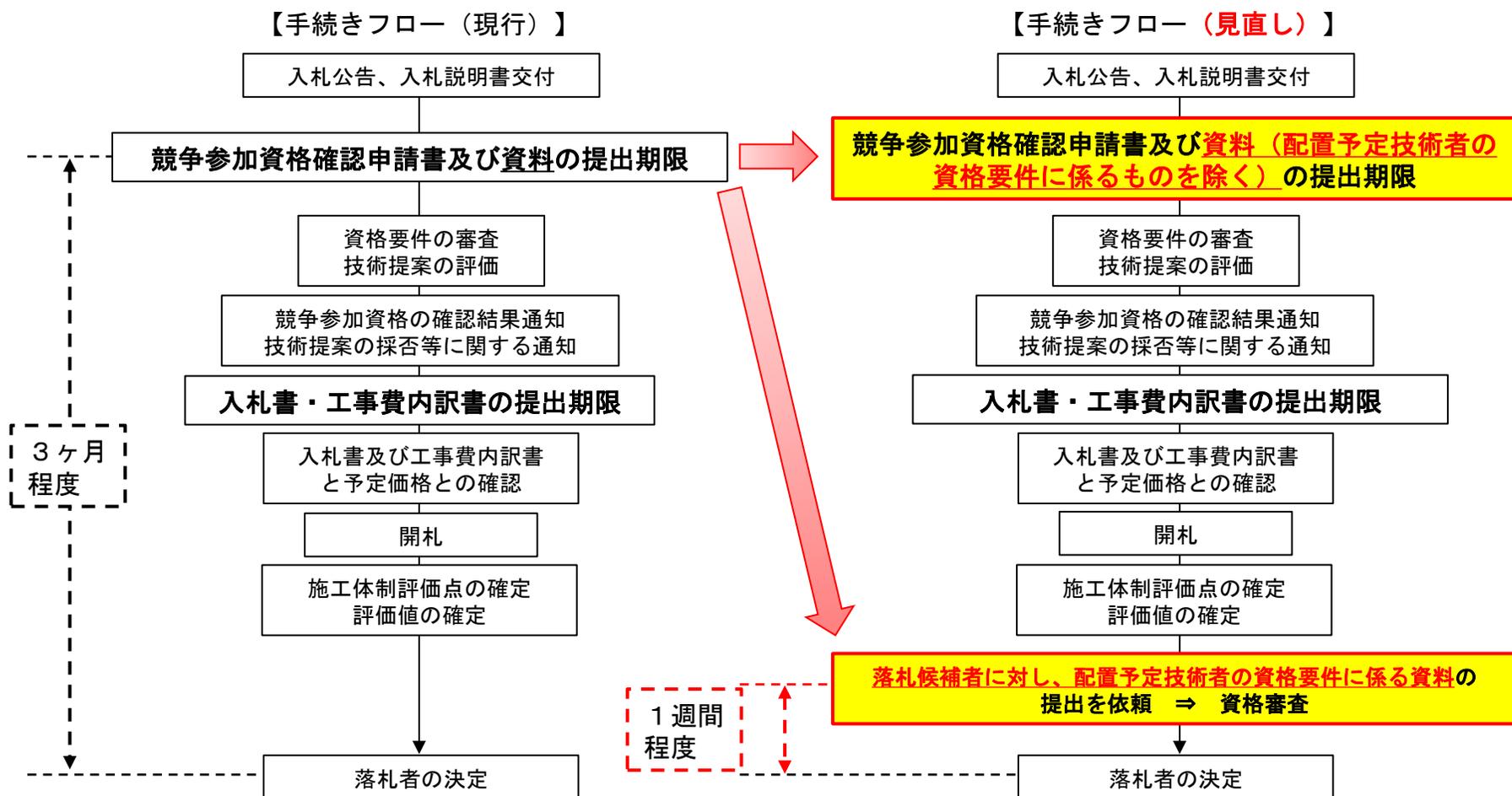
《見直し》

①-2. 参加表明段階で技術者の資料を求めない方式

○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、**落札前**まで延伸する試行を実施する。

【対象の発注方式】技術提案評価S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）において試行的に実施予定

【概要】配置予定技術者の技術力を評価しない当該方式において、配置予定技術者の申請資料提出期限を**落札前**まで延伸。手続き期間の長い当該方式で、技術者の拘束期間を削減し、企業側の負担を軽減する。



1-2. ②多様な総合評価の取組 (総合評価落札方式)

②-1. 多様な総合評価の取組(総合評価落札方式)

	取組の目的	取組内容	概要	R7年度 実施方針(案)
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年8月～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	新規
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	見直し
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	継続
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)	・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	新規

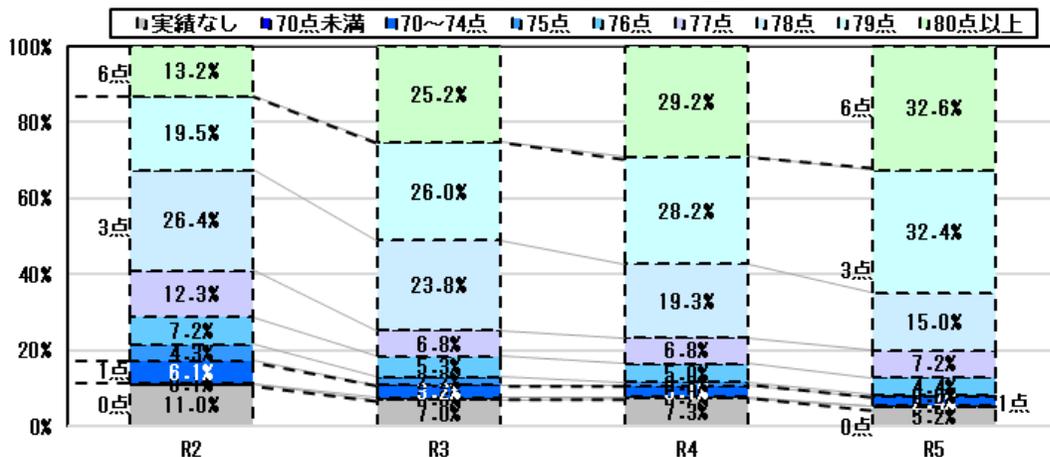
②-2. 工事成績評価基準の見直し

企業の工事成績の差異を適正に評価

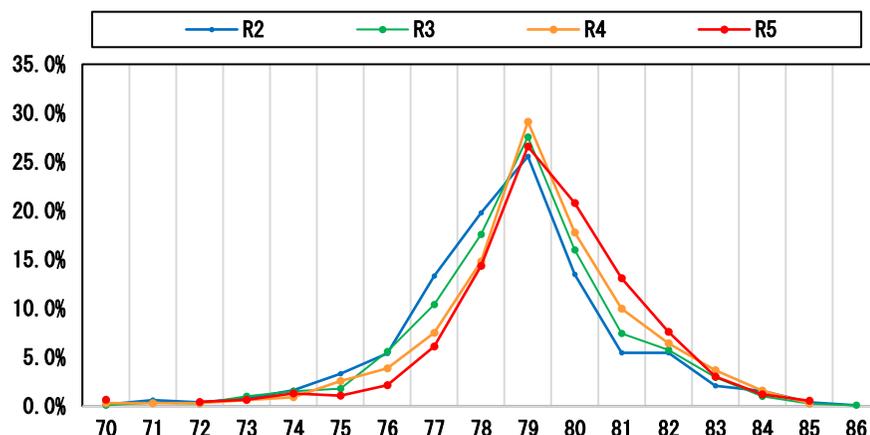
令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定

- 総合評価における企業の工事成績の上昇により、加点が3点以上となる75点以上の割合が92%まで上昇。
- このため、工事成績をより適正に評価するため、工事成績評価を4段階(0、1、3、5点)から7段階(0、1、2、3、4、5、6点)に細分化して加点し、適切な競争環境を確保する。

企業の工事成績の加点状況の推移



工事における成績評定の推移



項目	細目	評価項目	標準タイプ (施工能力評価型)	
			評価基準	選択
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 ・関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価 ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点	80点以上:6点 79点:5点 78点:4点 77点:3点 76点:2点 70点以上76点未満:1点 70点未満、実績なし:0点	必須

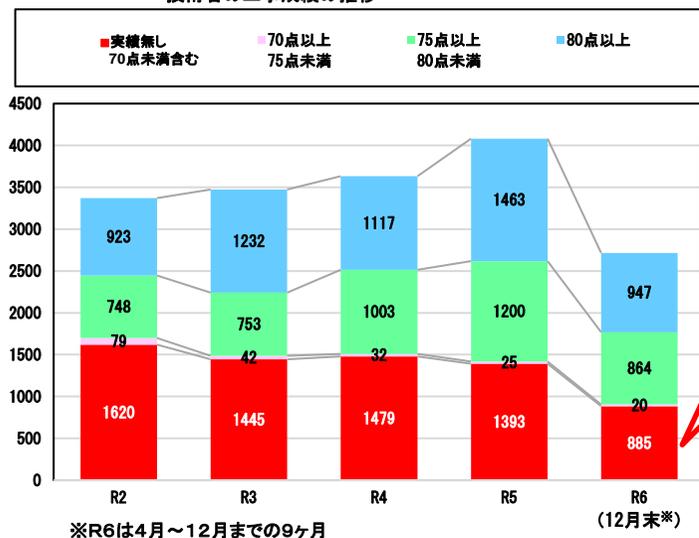
②-3. 配置予定技術者の工事成績評価の対象期間見直し

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定

技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を延長

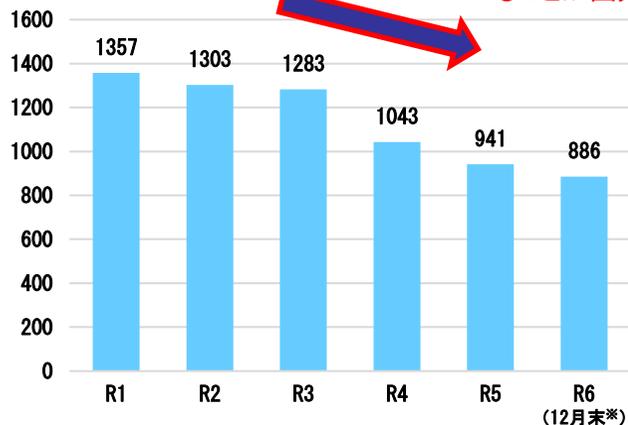
- 近年、工事発注件数は徐々に減少傾向であり、入札参加する技術者の工事成績の加点条件である「**過去4年間の実績**」が無い技術者が約30%存在。
- 適切な競争環境を確保するため、技術者の工事成績加点条件の一つである実績期間を**過去4年間から過去8年間に延長**。

技術者の工事成績の推移



工事成績の加点条件を満たせない技術者が30%以上

工事発注件数の推移



工事発注件数も減少傾向。技術者が近年の工事経験を得ることが困難

項目	細目	評価項目	標準タイプ (施工能力評価型)	
			評価点	選択
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績 (資格要件で求めた実績) ・地方整備局、北海道開発局、または沖縄総合事務局発注工事の 過去8年間 の施工実績 ・対象の都県・政令市発注工事の 過去8年間 の施工実績	6	必須

②-4. 技術提案評価S型(WTO)においてVE提案を求めない場合の措置

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

○技術提案評価S型(WTO)〔技術提案60点満点〕において、「VE」を求め難い場合、「施工計画」のみとすることが出来るが、評価点の差(15点ピッチ)を小さくするため、「施工計画」を2項目求める。 ※評価点の合計は9段階以上とする。

「施工計画」と「VE提案」の組み合わせ

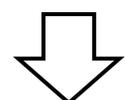
	評価	施工計画	VE	評価点の合計	
現	V	30	30	60	9段階以上
	IV	23	23	53	
	III	15	15	45・46	
	II	8	8	38	
	I	0	0	30・31	
在	V	60			5段階
	IV	45			
	III	30			
	II	15			
	I	0			
見直し	V	30	30	60	9段階以上
	IV	23	23	53	
	III	15	15	45・46	
	II	8	8	38	
	I	0	0	30・31	

評価	施工計画	VE	評価点の合計
V	30	30	60
IV	23	23	53
III	15	15	45・46
II	8	8	38
I	0	0	30・31

評価	施工計画①	施工計画②	評価点の合計
V	30	30	60
IV	23	23	53
III	15	15	45・46
II	8	8	38
I	0	0	30・31

評価	施工計画	VE	評価点の合計
V	60		
IV	45		
III	30		
II	15		
I	0		

評価が1段階異なる
と15点の差が生じ、
「価格点での
挽回が困難」



②-5. 新規参入を促すための新たな総合評価方式の導入

P (計画)

○目的：都県政令市の工事成績評定点や表彰を評価し、国実績の無い（少ない）企業の参入を促す。

○取組内容

< 試行期間：H25年度～R3年度…自治体実績評価型、
R4年度～…自治体実績チャレンジ型 >

工事成績の評価：「企業」及び「技術者」において、国成績※1と都県・政令指定都市の工事成績※2を同等に評価
表彰の評価：「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価

対象工事：対象型式：施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
適用工事種別…「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」
工事規模…分任官工事に適用可能

※1 関東地整発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点の平均点を評価
※2 対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評定点（同一種別：2件）の平均点（国成績を有している企業は、国の成績で評価）

◎：必須 ○：選択

【配点表】

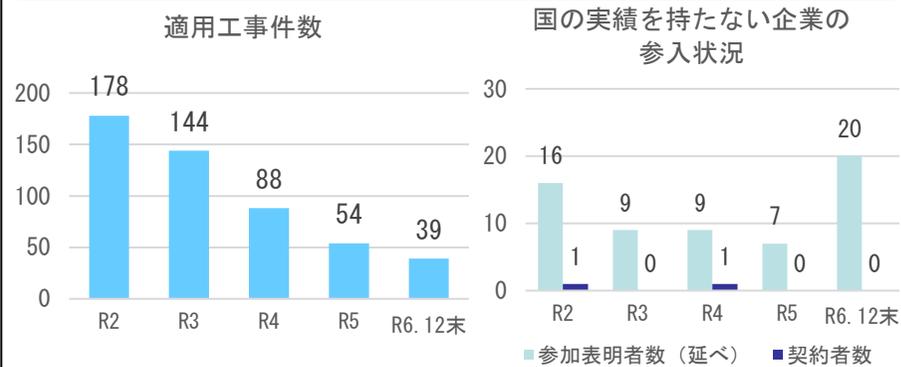
項目	細目	評価項目	施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型	
			満点	評価点
施工計画	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰで適用	可/不可(欠格)	◎
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅰで適用		◎
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	5点	◎
		工事成績(都県政令市の発注工事の成績も対象)	6点	◎
		優良工事表彰(都県政令市の表彰も対象)	5点	◎
	地域精進度 地域貢献度	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
		地域精進度(近隣地域での施工実績)	2点	◎
		地域貢献度(緊急時の施工体制)	2点	◎
		地域貢献度(災害協定の有無)	2点	◎
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象)	3点	◎
		優良工事技術者表彰(都県政令市の表彰も対象)	3点	◎
		自由設定項目	2点	◎
	自由設定項目	2点	◎	
合計			40点	

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

D (実施)

○試行結果

- ・適用工事件数は年々減少傾向であり、受注機会の確保を建設業団体から求められていることから、更なる取組が必要。
- ・本試行による、国の実績を持たない企業の参入状況に着目したところ、令和2年度以降、参加表明者数(延べ)、契約者数ともに少なく、新規参入に効果を発揮しているとは言えない状況である。



A (対応)

	継続	見直し	廃止
○対応		○	

○対応

・新規参入を促すため、新たな評価方式を導入し、試行するものとする。

- 企業の技術力のみでの評価とする
- 同種工事の施工実績、工事成績 ⇒ 評価点を減少
- 優良工事表彰 ⇒ 評価しない

項目	細目	評価項目	評価点	
			満点	評価点
企業の技術力	同種工事の施工実績	工事成績	5点	◎
		優良工事表彰	5点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精進度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無	2点	◎
		④災害活動実績の有無	2点	◎
⑤災害時の基礎的 事業継続力の認定の有無	2点	◎		
計		30点		

項目	細目	評価項目	評価点	
			満点	評価点
企業の技術力	同種工事の施工実績	工事成績	3点	◎
		優良工事表彰	-	-
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精進度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無	2点	◎
		④災害活動実績の有無	2点	◎
⑤災害時の基礎的 事業継続力の認定の有無	2点	◎		
計		20点		

企業の技術力のみでの評価とする

C (評価)

○評価

- ・過去5年間、新規表明者の加点率を分析した。
 - ・配点ウェイトの大きい、企業の「同種工事の施工実績」「工事成績」「優良工事等表彰」、配置予定技術者の「同種工事の工事経験」において加点率が低い。
- ⇒新規表明企業の参入を促すにあたっては、これらの配点の、見直しが必要。

項目	細目	評価項目	サンプル数	うち得点数 (0点でない カウント)	得点率
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	48	20	41.7%
		工事成績	50	21	42.0%
		優良工事等表彰	38	3	7.9%
		新規契約の有無	30	30	100%
		近隣地域での施工実績	40	18	45.0%
	地域精進度・地域貢献度	緊急時の施工体制	40	25	62.5%
		災害協定の有無	41	33	80.5%
		災害活動実績の有無	40	19	47.5%
		災害時の基礎的 事業継続力の認定	36	23	63.9%
		同種工事の工事経験	50	18	36.0%
技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事成績	50	28	56.0%
		優良工事技術者表彰	50	26	52.0%
		過去の同種工事の工事経験	45	43	95.6%
	自由設定項目				
	継続教育(CPD、CPDS)の取得状況	22	0	0%	

②-6. 新規参入を促すための新たな総合評価方式の導入

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

<新たな総合評価方式の導入【自治体実績チャレンジ型（Ⅱ型）】>

【目的】 地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した評価方式。

【概要】 **1. 企業の技術力のみを評価**

2. 工事成績の評価：「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
3. 地域貢献度の評価：「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型 ○工事難易度：Ⅰ～Ⅱ程度を想定

【配点表】

		評価項目	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価）	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
		④災害活動実績の有無※2	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
計			20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

②-7. 総合評価落札方式 技術提案評価S I 型

令和7年4月1日以降の公告案件より適用予定 《試行》

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術提案内容	II型	I型	S II型 (現行S型)	S I型 (試行)	A III型	A II型	A I型
評価方法	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		施工上の特定の課題等に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
予定価格	標準案に基づき作成		技術提案を点数評価				
			新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない				
			技術提案に基づき作成				

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

- 将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設予定。
- これと併せて、総合評価において若手・女性技術者奨励賞受賞者を加点評価する。評価は、配置予定技術者の技術力、自由設定項目における「難工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰等」の枠組みに追加して盛り込む。

評価項目		評価基準	評価点
配置予定技術者の技術力	難工事功労表彰、 若手・女性技術者奨励賞 、事務所独自表彰	<p>全ての工事種別を対象に過去4年間（※1）に受表彰した難工事功労表彰または若手・女性技術者奨励賞の有無を評価（関東地整発注）</p> <p>または過去4年間（※1）に受表彰した事務所独自表彰の有無を評価</p> <p>※1 技術提案評価S型段階的選抜方式のみ過去5年間</p> <p>※2 「配置予定技術者の審査対象期間の緩和」対象</p>	1点

②-9. 女性技術者・若手技術者に係る資格、評価の見直し

女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善

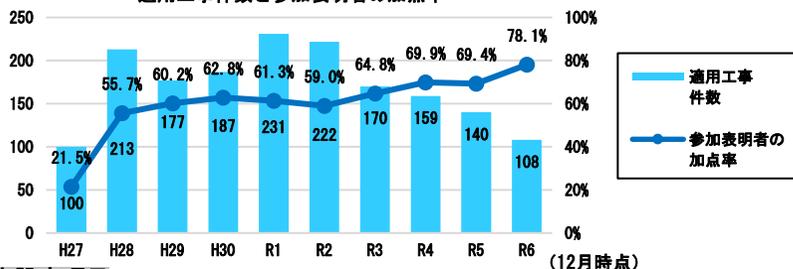
令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

<試行工事>

【若手技術者活用評価型】 → 若手技術者の加点率が年々、上昇

適用工事件数と参加表明者の加点率

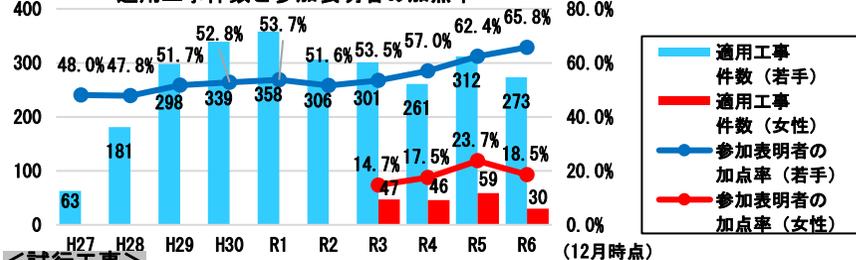


自由設定項目

【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】

→ 若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い

適用工事件数と参加表明者の加点率

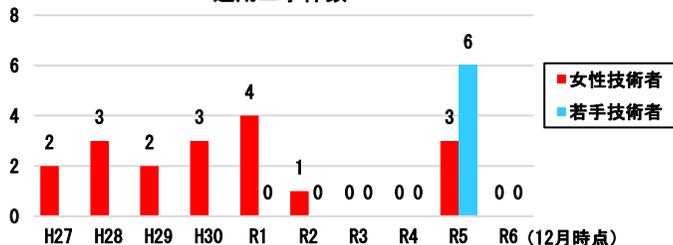


<試行工事>

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】

→ 資格要件は適用数が低い

適用工事件数



○見直し内容

【試行工事(資格要件)】

女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事

⇒廃止。

【試行工事(加点)】

若手技術者・女性技術者活用評価型

⇒女性技術者を追加で盛り込む見直しを行い、引続き運用。

⇒技術者の交代要件として、

(若手技術者 ⇄ 女性技術者)の交代を可とする。

【企業の技術力—自由設定項目】

若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格

⇒若手技術者と女性技術者を統合する見直しを行い、

引続き運用。

⇒技術者の交代要件として、

(若手技術者 ⇄ 女性技術者)の交代を可とする。

【配置予定技術者の技術力—自由設定項目】

40歳以下の主任(監理)技術者または女性主任(監理)技術者の配置の有無

⇒女性技術者を追加で盛り込む見直しを行い、引続き運用。

⇒技術者の交代要件として、

(若手技術者 ⇄ 女性技術者)の交代を可とする。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和7年度から工事種別や等級等にかかわらず全ての総合評価落札方式案件で評価対象とする。
- 女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
- 配点…一般土木B等級、建築B等級以上の工事：1点
 上記以外の工事：0.5点
- 令和7年8月1日以降の公告案件より適用する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 1点
	上記以外の工事 0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

令和7年8月1日以降の公告案件より適用予定 《**廃止**》

P (計画)

- 評価の目的 : 担い手の育成・確保、働き方改革
- 適用開始年度 : H30年度
- 評価基準・方法

【評価項目】 : 関東地方整備局発注工事において審査基準日から過去1年間に取得した「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無について、評価する。

【適用対象工事種別】 : 全ての工事種別

【評価対象となる工事種別】 : 全ての工事種別

【評価基準・評価点】 (標準タイプの総合評価落札方式の場合)

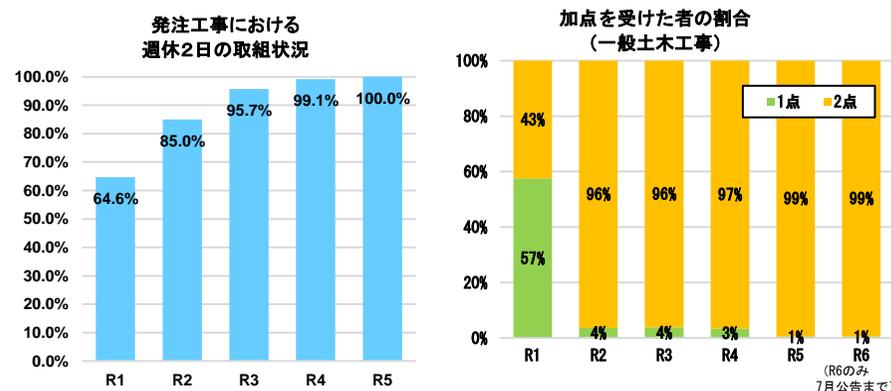
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週8休(28.5%)以上)がある場合	2
		取組証(4週6休(21.4%)以上、4週8休(28.5%)未満)がある場合	1
		取組証無し	0

項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週6休(21.4%)以上)がある場合	1
		取組証無し	0

令和6年度の実施方針において、配点を2点から1点に見直したところ。

D (実施)

- 現在の取組状況
 - ・発注工事における週休2日の取組率は高く、令和5年度では100%となっている。
 - ・総合評価において加点を受けたものにおける点数内訳は、2点(4週8休以上の実績)の加点を受けた者がほとんどである。



A (対応)

継続	見直し	廃止
		○

- 対応
 - ・本項目は週休2日制工事の取組促進を図るため、H30年度より適用している。
 - ・総合評価における取り組みとしては、令和6年7月までに公告した工事のほとんどで2点(4週8休以上の取組実績)での加点であり、**各企業における週休2日の取組は十分に浸透していると思われる。**
 - ・現在、週休2日制工事の取組は原則全ての工事を発注者指定方式としている。
 - ・総合評価の加点根拠となる取組証について、令和6年度以降の発注工事からは発行をとりやめ。
- ⇒以上のことから、**週休2日の取組みについて、総合評価による政策誘導を終了する(工事成績で評価)こととし、評価項目を廃止する。**

C (評価)

- 評価
 - ・総合評価における取り組みとしては、令和6年7月までに公告した工事のほとんどで2点(4週8休以上の取組実績)での加点であり、各企業における週休2日の取組は十分に浸透していると思われる。
 - ・総合評価以外の取り組みとしては、
 - －令和3年度から全ての工事原則「発注者指定方式」により発注。令和6年度からは、月単位の週休2日制工事を実施。
 - －工事の積算において補正を実施。
 - －週休2日を達成した企業に対しては工事成績評定で加点。
- としており、取組み状況としては、令和5年度で取組率100%となっている。
- ・総合評価の加点根拠となる取組証について、令和6年度以降の発注工事からは発行をとりやめ。

⇒週休2日の取組みについて、総合評価による誘導は十分に果たされ、これ以上、総合評価による取組みを継続する意義は薄いと思われる。

1-2. ③評価配点

③-1. 評価配点【施工能力評価型 I 型・II 型】

◎: 必須 ○: 選択 《見直し》

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	5	◎	5	◎	2	○	2	○				
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評点(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ^{※1} (※国成績を有している企業は、国の成績で評価)	6	◎	6	◎	3	◎	3	◎				
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)	0~5	◎	0~5	◎	0~5	◎	0~5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)	3	◎	3	◎	2	◎	2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為	0~12	◎	0~12	◎	0~12	◎	0~12	◎				
	地域精進度 地域貢献度	⑥地域精進度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績					2	◎	2	◎				
		⑦地域精進度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地					2	◎	2	◎				
		⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定					2	◎	2	◎				
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績					2	◎	2	◎				
	自由設定項目	⑩自由設定項目	6	○	6	○	5 or 7	○	5 or 7	○				
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎				
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) ・過去8年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ^{※1} ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎	6 《3》	◎				
		③優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	4 《2》	◎	4 《2》	◎	4 《2》	◎	4 《2》	◎				
		④自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○				
	自由設定項目	④自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○				
小計			40 《30》		40 《30》		40 《30》		40 《30》					
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3《2》											
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4《-3》											
⑤ワークライフバランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1《1》 ^{※3}											
合計			44 《33》		44 《33》		44 《33》		44 《33》					

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の能力」①同種工事の工事経験において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)
 ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

《見直し》

◎:必須 ○:選択

③-2. 評価配点【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択	
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により 2項目設定)				
	VE提案等の 技術提案			30 (60)	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により 省略又は2項目 を設定)	30		
	工事全般の 施工計画						30 (60)	30 (60)	◎ 1項目必須
	ヒアリング ※必要に応じて実施						※		○
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	4				◎		
		②工事実績 当該工種での過去3年間の工事実績評点の平均点(関東地整発注)	4	◎					
		③工事実績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外	0~5	◎					
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受賞の有無	2	◎					
		⑤事故及び不誠実な行為	0~12	◎					
	自由設定項目	⑥自由設定項目	5	○					
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	4	◎					
		⑧同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績) 過去8年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)	4	◎					
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績	3	◎					
	自由設定項目	⑩自由設定項目	4	○					
小計			60		60(60)				
④賃上げの実施に 関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4(4)						
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5(-5)						
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1(1) ※						
合計			65		65(65)				

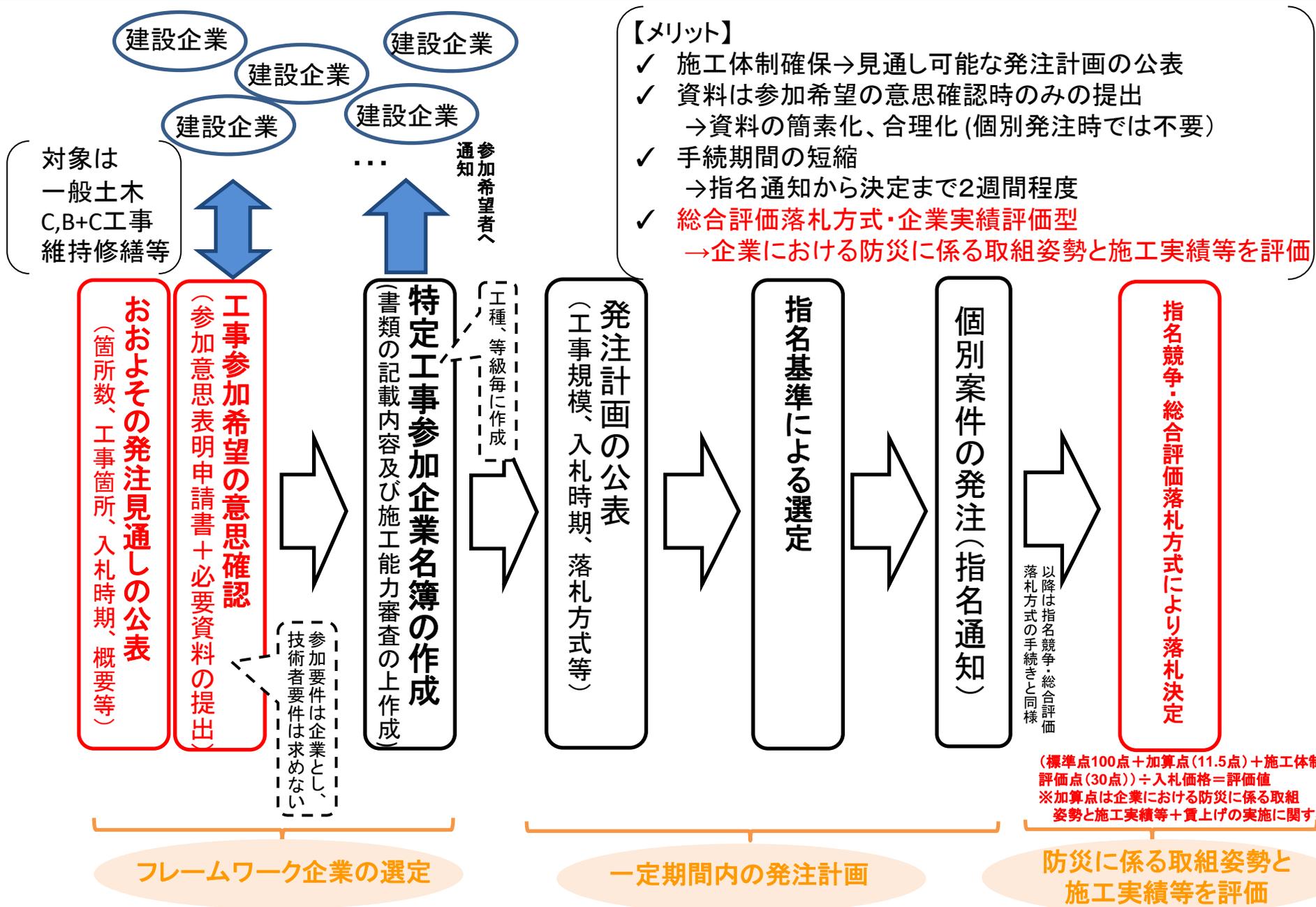
※ 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

《見直し》

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2	◎
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計				10	
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等			1	
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)			-2	
⑤ワークライフバランス 関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている			0.5	
合計				11.5	

2. 不調対策



1)-2. 記者発表資料『横浜国道事務所「フレームワークモデル工事 (総合評価落札方式・企業実績評価型)の試行』について』



令和5年4月10日
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

工事発注手続きについて

～「フレームワークモデル工事」による発注手続きを行います。～

圏央道（高速横浜環状南線・横浜湘南道路）において
「フレームワークモデル工事」による工事発注を試行します。
(一般土木C等級工事)

技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の工事内容や地域特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれ、技術的難易度が比較的低い工事について、受発注者双方の施工体制確保を図る必要があることに鑑み、該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行します。

今回公表する案件に係わる発注予定情報の公表及び参加意思表明等の申請受付については、横浜国道事務所ホームページ及び事務所掲示板にて公表しています。

・ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/vokokoku00888.html>

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

電話：045-311-2981（代表） FAX：045-316-3550

副所長 香田 晃宏（こうだ あきひろ）

工務課長 永瀬 薫（ながせ かおる）

1)-3. フレームワークモデル工事(総合評価落札方式)の試行に係る発注予定情報の公表及び参加意思表明等の申請受付について

別添 1

令和5年4月10日

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所長

フレームワークモデル工事(総合評価落札方式)の試行に係る 発注予定情報の公表及び参加意思表明等の申請受付について

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所におけるフレームワークモデル工事(総合評価落札方式)(以下、「FW工事」という。)の試行にて発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

また、以下1. 発注予定情報の工事(以下、「当該工事」という。)を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿(以下、「特定企業名簿」という。)を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表明申請書及び工事実績資料(以下、「申請書及び資料」という。)を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。

また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2. 参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16(以下、「指名基準」という。)により指名されないことがあります。

なお、当該工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事です。

※FW工事とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案件名: 横浜国道ブロック(C等級工事)
- 2) 箇所数: 3箇所程度
- 3) 道路名: (圏央道) 高速横浜環状南線
: (圏央道) 横浜湘南道路
- 4) 工事箇所: 神奈川県横浜市戸塚区汲沢地先～神奈川県横浜市栄区田谷町地先
: 神奈川県藤沢市城南地先
- 5) 入札予定: 令和5年6月
- 6) 概要: 道路土工、構造物取り壊し工、除草工

2. 参加するための要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち一般土木工事C等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が神奈川県内であること。ただし、当該事務所が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。)
- (5) 平成20年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))
 - (ア) 土工の施工実績があること。
經常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること。
- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 当該工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (8) 經常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 手続きにおける担当部局

〒221-0855 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
関東地方整備局 横浜国道事務所 工務課
電話 045-316-3535(直通)
電子メール ktr-yokokoku-kk@mlit.go.jp

令和5年5月9日
横浜国道事務所

フレームワークモデル工事の発注計画について

令和5年4月10日付けで申請受付を公表し、令和5年5月9日付けで参加意思表明に係る確認結果通知書を通している案件につきまして、下記のとおり発注計画を公表いたします。
なお、工事概要については現時点版であり、変更となる場合があります。

1. 案件名：横浜国道ブロック（C等級工事）

1-1

- 1) 工 事 名：R5横浜国道事務所管内改築区間改良その1工事
- 2) 契 約 方 式：通常型指名競争入札（フレームワークモデル工事（総合評価落札方式））
- 3) 工 事 種 別：一般土木工事
- 4) 工 事 場 所：自) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町
至) 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町
- 5) 工 期：約9ヶ月
- 6) 工 事 概 要：

道路土工	約9,500m ³
除草工	約3,200m ²
地盤改良工	約3,000m ²
排水構造物工	
プレキャストU型側溝	約200m
舗装工	約4,500m ²
仮設舗装工	約3,000m ²
応急処理	1式
(工事発注規模)	
2億円から3億円	
- 7) 発注予定時期：第1四半期
- 8) そ の 他：本工事は、分任支出負担行為担当官による契約を予定している。

1-2

- 1) 工 事 名：R5横浜国道事務所管内改築区間改良その2工事
- 2) 契 約 方 式：通常型指名競争入札（フレームワークモデル工事（総合評価落札方式））
- 3) 工 事 種 別：一般土木工事
- 4) 工 事 場 所：自) 神奈川県横浜市栄区田谷町
至) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町
- 5) 工 期：約9ヶ月
- 6) 工 事 概 要：

道路土工	約9,000m ³
除草工	約1,000m ²
排水構造物工	

- | | |
|-------------|----------------------|
| プレキャストU型側溝 | 約400m |
| 防護柵工 ガードレール | 約150m |
| 構造物撤去工 | 1式 |
| 舗装工 | 約3,000m ² |
| 橋梁付属物工 | |
| 排水管 | 約200m |
| 仮設工 | |
| 仮設舗装 | 約6,000m ² |
| 応急処理 | 1式 |
| (工事発注規模) | |
| 2億円から3億円 | |

7) 発注予定時期：第1四半期

8) そ の 他：本工事は、分任支出負担行為担当官による契約を予定している。

1-3

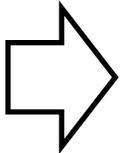
- 1) 工 事 名：R5横浜国道事務所管内改築区間改良その3工事
- 2) 契 約 方 式：通常型指名競争入札（フレームワークモデル工事（総合評価落札方式））
- 3) 工 事 種 別：一般土木工事
- 4) 工 事 場 所：自) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町
至) 神奈川県藤沢市城南2丁目
- 5) 工 期：約9ヶ月
- 6) 工 事 概 要：

道路土工	約8,000m ³
除草工	約3,000m ²
排水構造物工	
自由勾配側溝	約40m
箱型管渠	約80m
舗装工	約1300m ²
区画線工	約800m
遮音壁工	1式
道路付属施設工	1式
応急処理	1式
(工事発注規模)	
2億円から3億円	
- 7) 発注予定時期：第1四半期
- 8) そ の 他：本工事は、分任支出負担行為担当官による契約を予定している。

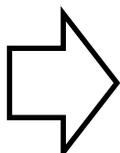
対象は
一般土木
C,B+C工事
維持修繕等

- 【メリット】
- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
 - ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化(個別発注時では不要)
 - ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度
 - ✓ **総合評価落札方式・企業実績評価型**
→企業における防災に係る取組姿勢と施工実績等を評価

公示
(工事内容・入札時期・落札方式等)



工事参加希望の意思確認・技術資料の提出
(参加意思表明申請書+必要資料の提出)

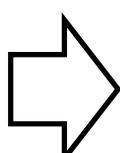


参加要件は企業とし、
技術者要件は求めない

指名基準による選定



発注(指名通知)
以降は指名競争・総合評価
落札方式の手続き



指名競争・総合評価落札方式により落札決定

(標準点100点+加算点(11.5点)+施工体制
評価点(30点))÷入札価格=評価値
※加算点は企業における防災に係る取組
姿勢と施工実績等+買上げの実施に関する評価

公募による企業の参加

公募結果に基づく指名

防災に係る取組姿勢と
施工実績等を評価



令和5年5月8日
国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所

工事発注手続きについて

～「R5国道298号草加市新善町地区外函渠補修工事」の発注手続きを行います～

北首都国道事務所が発注する「R5国道298号草加市新善町地区外函渠補修工事」において、不調・不落対策等を試行、採用します。

工事発注において、入札参加者がいないことなどを理由として、入札・契約手続きのとりやめが予測される工事について、不調・不落対策等を試行しています。

今回発注する「R5国道298号草加市新善町地区外函渠補修工事」については、以下の不調・不落対策等を試行・採用します。

【不調・不落対策等】

1. 公募型指名競争入札方式(総合評価落札方式・企業実績評価型)
2. 余裕期間制度(フレックス方式)
3. 見積活用方式
4. 競争参加資格の緩和
5. 施工箇所が点在する工事の積算について
6. 難工事指定

※詳細は次頁をご覧ください。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 北首都国道事務所

電話：048-942-4041(代表) FAX：048-942-8193

副所長(技) 宇津木 和弘(うつき かずひろ) (内線：792-205)

管理課長 横田 昭人(よこた あさと) (内線：792-431)

《不調・不落対策》

1. 公募型指名競争入札方式(総合評価落札方式)企業実績評価型
競争参加者が少数と見込まれ、技術難易度が比較的低い工事について、試行するものです。
特徴は次のとおりです。なお、公共工事の実績のない企業でも参加しやすい方式となっております。

- 1) 競争参加時に配置予定技術者の申請は不要です。
(参加要件として配置予定技術者の工事経験の設定はありません。)
- 2) 総合評価における加算点の評価対象は、企業における防災に係る取組姿勢・活動実績、同種工事の施工実績、本発注工事に対応する工事種別の持ち手工事量、及び賃上げの実施を加算点としています。
- 3) 過去の工事成績や表彰実績、配置予定技術者の技術力は評価対象としません。

2. 余裕期間制度(フレックス方式)

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、令和6年3月29日までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等の配置が不要となります。

3. 見積活用方式

本工事の施工箇所は縦断勾配があることから、工事車両据え付け時に配慮が必要であるなど作業手間の増加および狭隘な作業ヤードによる作業効率低下に伴い、標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが考えられるため、入札者から見積の提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映する「見積活用方式」を試行します。

- 見積を求める工種
直接工事費のうち「ひび割れ補修工(低圧注入工法)」

4. 競争参加資格の緩和

- 1) 地域要件の拡大

工事場所等の地理的条件を勘案し、競争参加資格の地域要件を、「埼玉県内」に建設業法に基づく「本店、支店または営業所」を有する企業から「関東地方整備局管内」に建設業法に基づく「本店、支店または営業所」を有する企業に拡大します。

- 2) 企業に求める施工実績の緩和

企業に求める施工実績を「道路工事」に限定せず、「コンクリート構造物のひび割れを補修した工事」として緩和をします。

5. 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事について、建設機械を運搬する費用がそれぞれの箇所が発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられることから、箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を行う「施工箇所が点在する工事の積算」を採用します。

本工事の点在箇所は下記のとおりです。

- 1) 新善町(しんぜんちょう)地下道(埼玉県草加市新善町地先)
- 2) 川口JCT地下道(埼玉県川口市西新井宿(にしあらいじゅく)地先)
- 3) 安行(あんぎょう)地下道(下り)(埼玉県川口市安行領家(りょうけ)地先)
- 4) 鷹野(たかの)地下道(埼玉県三郷市鷹野3丁目地先)

※詳細は下図のとおりです。

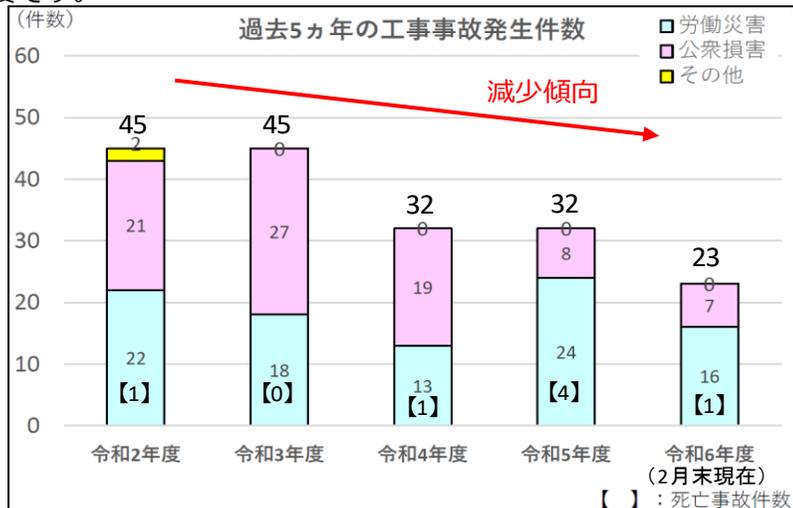
6. 難工事指定

本工事は、現道交通を確保しながら、函渠内の限られた狭隘な作業ヤード内での施工となるため、厳しい安全管理が必要となることから「難工事指定」を採用します。「難工事指定」された工事は、完成時に70点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事(試行)」の総合評価の評価項目において加算対象となります。

3. 工事事故

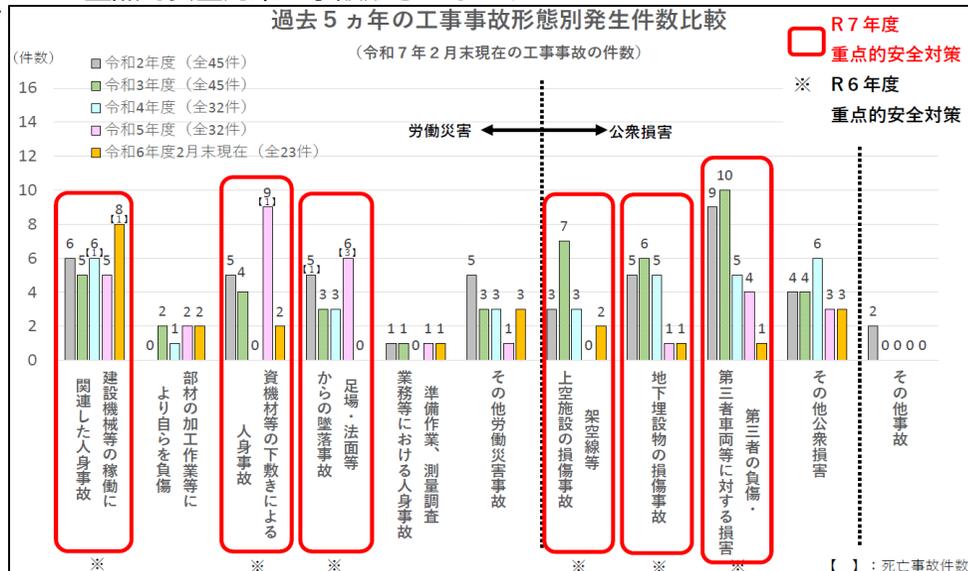
1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事事故は減少傾向にあります。令和6年度は死亡事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和7年度の重点的安全対策の事故形態とします。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R6発生割合 9% 2件/23件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R6発生割合 35% 8件/23件 ※死亡事故1件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R6発生割合 9% 2件/23件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R6発生割合 0% 0件/23件) ※過去3カ年発生割合10% 9件/87件

V. 地下埋設物の損傷事故防止

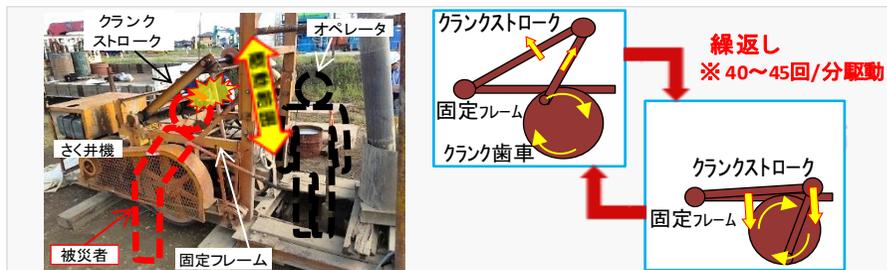
(R6発生割合 4% 1件/23件) ※過去3カ年発生割合8% 7件/87件

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

(R6発生割合 4% 1件/23件) ※過去3カ年発生割合11% 10件/87件

4. 令和7年度の重点的安全対策のポイント

令和6年度は建設機械等の稼働に関連した人身事故が引き続き多く発生しており、死亡事故も1件発生しています。建設機械等の稼働に関連した人身事故の中には、作業員が定置式建設機械の駆動部に挟まれた事案もあることから、定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる」ことについて、令和7年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ作業員が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した事案

令和7年度 重点的安全対策として実施すべき主要内容

※赤字は令和7年度に追加した内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

【架空線対策】



- ①事前確認及び周知・指導の徹底
 - ・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。
- ②目印表示等の設置
 - ・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。
- ③適切な誘導
 - ・誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。
- ④アーム・荷台等は下げて移動
 - ・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

- ・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

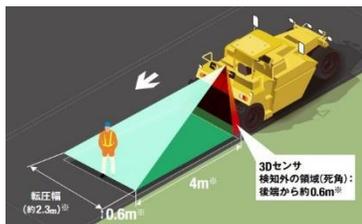
②誘導員の配置

- ・誘導員を適正に配置する。

③作業員に対する作業方法の周知

- ・必要な作業手順を周知徹底する。
- ・定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



④点検・清掃時の安全確保

- ・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。

②現場条件に応じた措置の実施

- ・現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③飛来落下等の防止対策の徹底

- ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

- ・墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

【墜落制止用器具の使用】

- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。



③安全通路の設定、周知徹底

- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘は作業手順書を作成し実施する。
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

【試掘による確認】



②目印表示、作業員への周知

- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

- ・必要に応じて監視員を配置する。

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

【積荷の適切な固縛】

①適切な交通誘導

- ・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

②交通関係法令の遵守

- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

- ・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。



VII. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

④適正な工程管理

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

⑤交通安全管理

③作業員に対する安全教育

※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

2) 架空線、地下埋設物に関する作業チェックリスト

架空線・地下埋設物損傷防止対策のため、チェックリストをご活用ください。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		/ /
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		/ /
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		/ /
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		/ /
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		/ /
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		/ /
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		/ /

(高圧線付近での作業)

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		/ /
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		/ /

電路の電圧(交流)	離隔距離
特別高圧(7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧(600~7,000V)	1.2m以上
低圧(600V以下)	1.0m以上

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会いを求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会いを求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

3) 関東地方整備局HP「工事の安全対策」の紹介

重点的安全対策

令和7年度 重点的安全対策 (令和7年3月策定)

(令和7年度新規・変更:)

工事事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。

また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

令和6年度(2月末現在)の工事事故発生件数は昨年度同月末の件数と比較して減少しているが、「建設機械等の稼働に関連した人身事故」が昨年度5件に対し8件と増加し、うち1件で死亡事故が発生し憂慮すべき状況である。事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「再発防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまともなものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

工事事故発生状況

令和6年度 関東地方整備局管内
工事事故(速報)の情報提供について

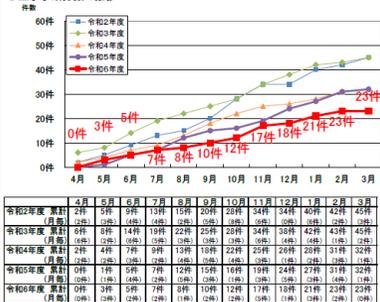
工事の安全管理には、自費から万全を期して実施いただいているところで、現在の工事事故(速報)についてお知らせ致します。

●工事事故発生状況(令和7年3月31日現在速報値)

1. 月毎工事事故発生件数(R7.3.1~3.31)	0件
2. 令和6年度累計工事事故発生件数	23件 (前年度同月比+9件)
3. 令和6年度累計死亡事故・負傷者数 (令和6年度の死亡者数24人、累計負傷者数は20人)	死亡者数 1人 負傷者数 17人

※上記数値は、警察の届報(未開)となり、後日変更となる場合があります。

●工事事故件数の推移



国土交通省関東地方整備局

ホーム > 技術情報 > 工事の安全対策 > 工事の安全対策

技術情報 公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

工事の安全対策

重点的安全対策

令和7年度 工事事故防止「重点的安全対策」[PDF:1.4MB]
【関東版重点】 <令和7年3月策定>

工事事故事例及び発生状況

工事事故事例

工事事故発生状況(速報値)

工事事故防止強化月間

令和6年度 工事事故防止強化月間(11月) [PDF:50KB]

「工事事故防止強化月間」チラシ(R6.10未時点) [PDF:107KB]
工事事故の現状と対策について(R6.10未時点) [PDF:2.3MB]

セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検

- セーフティサポートニュース Vol.21(R7.4) [PDF:905KB]
- セーフティサポートニュース Vol.20(R7.3) [PDF:654KB]
- セーフティサポートニュース Vol.19(R6.12) [PDF:1.6MB]
- セーフティサポートニュース Vol.18(R6.9) [PDF:1.1MB]

過去のセーフティサポートニュース

関東地方整備局ホームページ「工事の安全対策」コンテンツでは、重点的安全対策や工事事故の発生状況、管内で発生した工事事故の事例や再発防止対策などを紹介しています。各工事現場における安全対策の立案や、安全教育的な素材としてご活用ください。

工事事故 事例集

参考資料

工事事故 事例集

令和6年4月から令和7年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

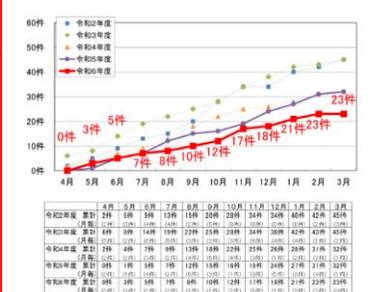
関東地方整備局 企画部 技術調査課

セーフティサポートニュース

SAFETY SUPPORT NEWS

- Contents
- 令和6年度工事事故発生状況(速報値)
 - 令和7年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事故発生状況(令和6年度は速報値)



- Topics
- 関東地方整備局発注工事における、令和6年度の累計工事事故発生件数は23件(速報値)となり、近年の工事事故発生状況は減少傾向にあります。
 - 一方で、令和6年度は工事関係者が死亡する重大事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要と見られます。

【URL】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

4. その他

**総合評価落札方式における賃上げを実施する
企業に対する加点措置**

緊急提言

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～

令和3年11月8日
新しい資本主義実現会議

営規律の確保に配慮しつつ、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促すことを検討する。

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

(8) 新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査会における検討

新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の場で議論を進める。

2. 公的部門における分配機能の強化

(1) 公的価格の在り方の抜本的見直し

①看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方

若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。

これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒して引き上げを実施する。

②賃上げのための政府調達手法の検討

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

(2) 子ども・子育て支援

①子ども目線での行政の在り方の検討

子どもを巡る様々な課題に適切に対応するため、子ども目線での行政の在り方について、本年末までに基本方針を決定し、可能であれば次期通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める。

②保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備など、子育て支援の促進

待機児童の早期解消を目指し、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。このため、保育所の新設、改修に要する経費を支援するとともに、保育士の業務負担を軽減するためのICTシステムの導入の支援、保育士を目指す学生に対する学費の貸付け等により、保育人材の確保を図る。

幼児期の子ども達が、小学校教育へ円滑に移行できるようにする(幼保小連携)ため、好奇心や粘り強さといった学びや生活の基盤を育む体験活動など、モデル地域での実践を行い、教材や教育方法の開発・改善を行う。

学童保育、病児保育事業、乳幼児の一時預かり事業、保育コンシェルジュ等の運

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②暦年単位での表明)
①大企業 3%以上 ②中小企業等1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年度の4月以降に開始するもの

加算点=従来の加算点+賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例)施工能力評価型II型...従来の加算点40点+賃上げ加算点3点=加算点合計43点 (3点/43点=6%)

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出(賃上げの実績の確認)

①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)

②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者

総務部
契約課
に提出

四半期分を
本省大臣
官房会計
課に提出

四半期分を
財務省主
計局法規
課に提出

総務部
契約課
へ連絡※

各省各庁
の長へ通
知

全省庁分を
財務省が
まとめ

※総務部契約課から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間
国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点
より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

3) 関東地方整備局における工事の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

■関東地方整備局の工事における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

→ 加算点の合計の5%以上の整数となるよう加点の配点を設定

①技術提案評価型S型等

従来の加算点が60点満点 → 従来の加算点60点+賃上げ加算点4点とし加算点合計64点満点 (4点/64点=約6%)

②施工能力評価型I型、II型

従来の加算点が40点満点 → 従来の加算点40点+賃上げ加算点3点とし加算点合計43点満点 (3点/43点=約7%)

従来の加算点が30点満点 → 従来の加算点30点+賃上げ加算点2点とし加算点合計32点満点 (2点/32点=約6%)

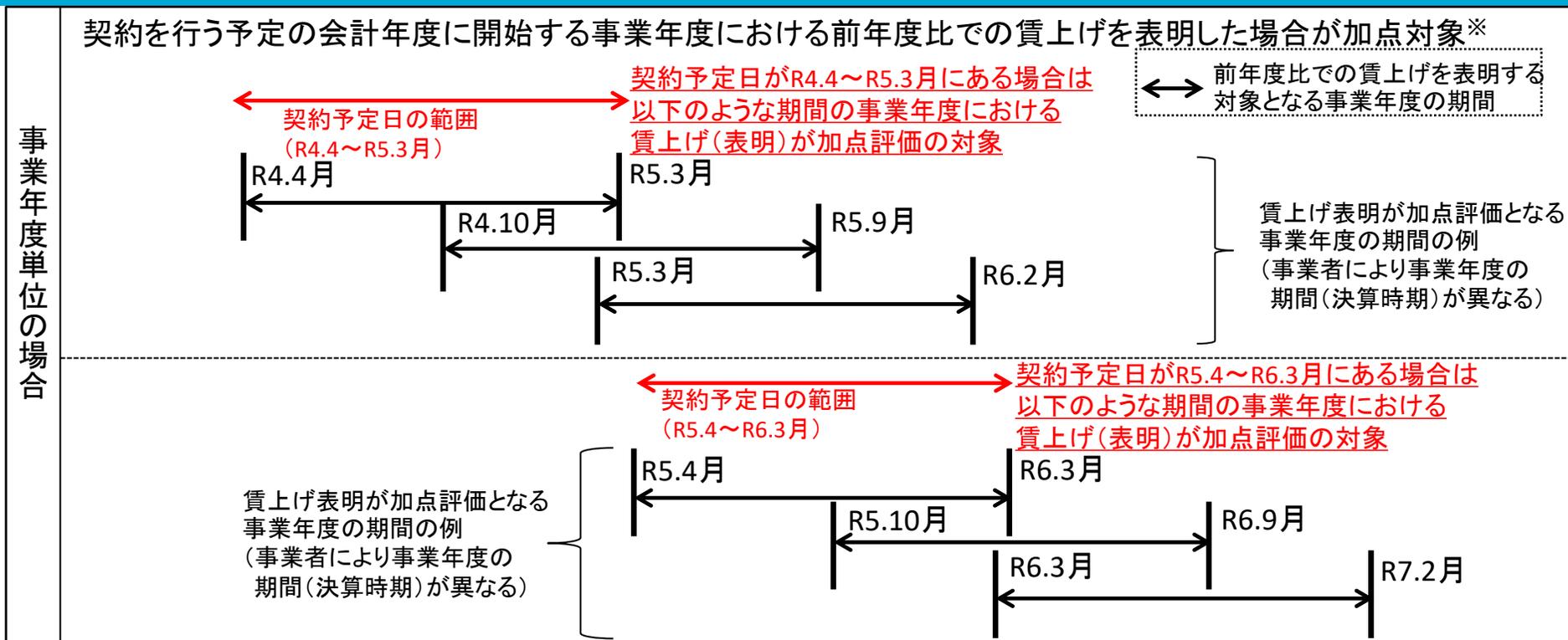
③技術提案チャレンジ型

従来の加算点が20点満点 → 従来の加算点20点+賃上げ加算点2点とし加算点合計22点満点 (2点/22点=約9%)

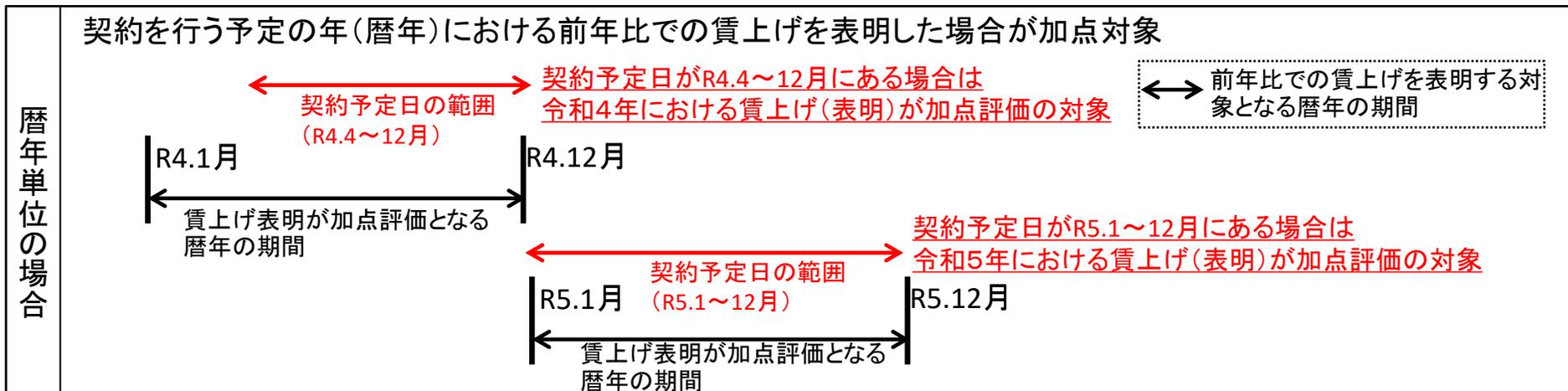
④フレームワーク方式、公募型指名競争（地域防災実績評価型、営繕工事は実績評価型）

従来の加算点が10点満点 → 従来の加算点10点+賃上げ加算点1点とし加算点合計11点満点 (1点/11点=約9%)

4) 賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間について



※上図の解釈に沿って、入札説明書の事業年度単位の場合の「〇年4月」は、契約を予定する年度の4月となるよう記入下さい。
 入札説明書記載例欄外注(「〇年: 契約を行う予定の年度または暦年を記載すること」)には上図以外の解釈もあり得るので補足します。



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に関する関東地方整備局のHP
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>



関東地方整備局HPには本省の通達や提出様式、関東地方整備局の説明資料、Q&A等を掲載しております。HPをご覧になり、不明な点や疑問点がございましたら下記担当までご連絡をお願いします。

制度全般に関すること (工事)

企画部 技術調査課
TEL 048-600-1332

(コンサルタント業務等)
企画部 技術管理課
TEL 048-600-1331

(物品・役務)
総務部 契約課
TEL 048-600-1327

実績確認に関すること

総務部 契約課
TEL 048-600-1327

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」に関するQ&A集

1. 全般

・賃上げ評価を行う経緯を教えてください。【令和5年2月13日追記】
(回答)
令和3年11月8日開催の「新しい資本主義実現会議」の緊急提言の中において「公的部門における分配機能の強化」の中で「賃上げのための政府調達手法の検討」として、「政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討す。」ことが位置づけられました。
これを受けて、検討が進められ、令和3年12月17日に財務大臣から各府庁の長あてに賃上げ評価に関する仕組みに関する通知が発出されました。
これを受けて、令和3年12月24日に国土交通省通知が発出されたところです。
この通知の中で適用対象、評価項目、評価方法、賃上げ実績の確認方法、賃上げ表明しが達成できなかった者に対するペナルティなどについて記載されています。
この通知において、賃上げ実績の確認においては、所定の書類により賃上げ実績を確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができるものと認められる書類に代えることができるとしたところです。
この賃上げ実績の確認について賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」と認められるかの考え方について整理がなされ、令和4年2月8日に財務大臣より通知が発出されました。
これを受けて、国土交通省通知も同日付けにて発出されました。
また、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いや減点措置の取扱いについて、事例の整理がなされ、令和4年6月20日に財務省主計局法規課より事務連絡が発出されました。
これを受けて、国土交通省関係各課より令和4年8月8日に事務連絡が発出されました。
さらに、賃上げ実績の確認の詳細について定め、令和4年12月9日に事務連絡が発出されました。この事務連絡に併せて発出されている「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて」があわせて改正され事務連絡が発出されました。
令和4年12月28日に令和5年の賃上げ率の改定が行わない旨の事務連絡が財務省主計局法